

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 30 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730008

研究課題名（和文） 日本中世の都市における「法」と社会構造

研究課題名（英文） The order and the governance of Japanese medieval city

研究代表者

高谷 知佳（TAKATANI CHIKA）

京都大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：50362562

研究成果の概要（和文）：

日本中世都市における都市法の不在は、宗教や文化と密接に結びついたネットワークや、先例の恣意的な利用によって代替された。近世化の過程で、中世的な秩序はゆるやかな衰退ではなく過剰な利用によって機能不全を起こした。

研究成果の概要（英文）：

Almost of Japanese medieval cities didn't have city law, but the cultural and religious network of powers in each city and arbitrary use of precedents of each actor were substituted for city law. During the change from medieval era to early modern era, such order of medieval city failed to function, not because of gradual declining but because of excessive use.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：日本法制史 日本中世史 比較都市史 都市法 都市文化

## 1. 研究開始当初の背景

近代歴史学は、歴史を近代国民国家にいたる道筋として目的論的に解釈する視点、いわば、歴史の中に近代国民国家の「参照系」を求める視点を強く持っていた。近代国民国家の原型を中世都市に求めた「自由都市論」はこの典型であり、「都市法」は自由と権利を保障した近代の市民法に擬えられ、法制史を中心に研究が進められた。しかし、このような極めて近代西歐的な概念を前近代に探し求めることには、地域を

問わず無理があり、1960年代以降、自由都市論の批判・再検討が、西歐・非西歐ともに本格化し、歴史を近代と照合するのではなく、それぞれの時代・地域の文脈にもとづいた都市論が展開された。

その結果、どの地域においても、「都市は重層的な諸権力や広範囲にわたる流通経済のネットワークのもとで安定を模索している存在である」という、かえって非常に共通した都市像が浮かび上がっている。

この成果を踏まえたうえでなお、日本中

世都市は、西洋中世や中国前近代に比して、都市法および都市全体の支配構造が見えづらいう特徴を持ち、支配構造および社会構造の分権性についての研究が中心となっている。一方で、都市全体をとらえるという問題、そのために法というツールの果たすべき機能をいかなる支配構造や社会構造が代替したかという問題を、法制史および比較史の観点から明らかにする必要がある。

## 2. 研究の目的

本研究では、京都・奈良を中心とする日本中世の大都市における秩序形成のダイナミズムについて研究する。西洋中世や中国前近代に比して、京都や奈良といった大都市こそが、重層的・多元的な権力のもとで、全体に対する支配構造をとらえることが難しい。

本研究では第一に、応仁の乱以降の史料を検討することによって、危機に瀕した都市において、市場や流通の興隆、インフラの再建、流入民のセイフティネットの確保について、どのような権力からどのような法や統制が発せられたか、時限立法まで含めて緻密に見てゆきたい。たとえばこれまでの研究から、宗教勢力が室町幕府に先んじてインフラ整備に着手し、幕府がそれに一定の出資と法的統制を行ったことが指摘できるが、このような事例を詳細に検討することによって、多元的・分権的な権力・支配構造が、どのように都市全体の支配・統制を模索したかを見て取ることができるだろう。

第二に、同じく史料の検討により、その財源がどのような規範意識や法文化にもとづいて調達されたかを見てゆきたい。この点には宗教史・思想史・文化史などの研究を援用しなければならない。強制的な賦課にせよ自発的な出資にせよ、前近代の財源調達には、宗教的な規範にもとづくものが多い。しかし、危機に瀕した都市において、その規範のもとに過剰な賦課が重ねられれば、規範意識そのものが鈍麻してゆく可能性がある。一方で、疫病の蔓延からの救済を求めて、宗教を媒介とした自発的な出資が拡大している事実も指摘できる。こうした規範意識や法文化がどのように変容したかを検討したい。

第三に、交通・流通といった、都市と密接に関係しつつ都市横断的な性格をもつ分野への法・統制を検討したい。この点については京都・奈良をはじめ複数の都市のあり方を同時に把握し、都市全体の統制との矛盾や連関について検討する必要がある。

また、第一から第三のいずれの題材についても、世界的に興味深い比較をなすう

る題材である。本研究を緻密に遂行することにより、比較史の題材として有益な事例を提供できると考える。

同時代における都市の定義は何か。治安維持・インフラや物流の確保など、都市という場が普遍的に要求する公共機能を、誰がどのような形で統制し責任を持ったのか。そして、こうした都市の本質的な問題に対し、「法」というツールがどれほどの有用性を持ったのか、あるいは「法」に代わるどのような代替的手段によって都市全体を統制したのかを問うことが目的である。

## 3. 研究の方法

応仁の乱以降の京都・奈良に関して、寺社や貴族によって残された記録類を、丹念に調査・収集し、戦乱によって破壊されたインフラや市場の再建・セイフティネットの確保・都市賦課など、都市問題に関する法的統制を分析する。史料の調査・収集・分析を中心とするオーソドックスな法制史学の手法である。

立法や裁判のシステムのみを追究するのではなく、全体的な社会構造を俯瞰して「法」の形式や意義を問い直すという、法文化論的な方法を用いる。この点については、最新の社会史・宗教史・文化史など、隣接分野で非常に活発化している議論に学び、その専門の研究会にも出席し、研究者に批判を仰ぐ予定である。

さらに西洋史・東洋史など異なる地域についての最新の成果と照らし合わせ、有益な比較の定点を探る。

## 4. 研究成果

筆者は、これまでの研究において、以下の二点、学際的な問題提起を行った。

一つは、法制史分野における都市法の研究と、隣接する考古学・歴史地理学・日本中世史学・環境史などの諸分野における社会史的・文化的アプローチとの架橋である。

西洋法制史の分野では都市法の研究が多数見られるものの、日本法制史においては、とりわけ室町時代を対象とするものはほとんど見あたらない。またしかし、都市支配と最も直結する都市法については、地方城下町や宿場に発令された簡潔な法についての研究が見られるのみであり、京都や奈良の法に関する研究は、小規模な治安維持機能や徴税機能の実態解明にとどまり、まだ本格的なものではない。しかし、首都圏の法に関する研究は、中央権力のお膝元で戦乱や災害の影響を大きく受ける点多数のアクターの利害関係をさばいて、公共機能や紛争調停機能を維持しなければならない点から、政治史・社会史・文化史などに目配りし、制定法以外の多様なモラル・イデオ

ロギー・慣習などの議論を生かさなければならぬ。そして、その議論のなかで、改めて制定法というものの実質的な意義を問い直す必要がある。

また一つは、筆者はすでに日本・西洋・イスラムの前近代都市の研究動向を紹介し、最新の議論をふまえた都市の比較史の必要性を早くから提言してきた。そして、自由都市論の克服を経て、近年の西洋中世都市史においては、フィクショナルなものも含めて、都市の一体性が全体として想定されており、そのうえで「都市の本質」をめぐる議論が軸をなしている。同時代的にも、都市の一体性は儀礼などを通して強く主張されている。しかし、日本中世都市史においては、都市という場より流通の場に対する研究が中心となっており、一定の枠組み・まとまりをもつものとして都市を定義する視点が、同時代においても現在の研究においてもあまりみられない。比較の軸を示すために、「都市をいかにとらえるか」「都市の定義は何か」視点の相違について、検討を深める必要がある。

2009年度は、中世都市奈良が、室町期を通じた中央との緊張関係を背景に、法・規範の正当性根拠をどこに求めたかを、史料にもとづいて検討した。論文「都市法の内と外—中世奈良の都市賦課をめぐる」(共編『法の流通』慈学社、2009)においては、都市という多元的な権力の利害関係が交錯する場に対して、当事者となる諸権力が、個別の特権や先例などの法規範を、具体的な紛争における調整として活発に用いること、但し彼らの法規範は個別の人的パトロネージ関係にもとづくものであり、都市全体を規律する性格をもたないこと、都市全体を規律する規範としては、具体的な支配を及ぼさない外部の権力である室町幕府の、当該事態とは直接関係しない内容の法が掲げられることを明らかにした。この成果は、中世都市における特権や先例が次第に衰退をたどるとする見方への新たな論点提示である。また、室町幕府の発する法や規範を、社会の諸権力が、実体を伴わないがゆえに積極的に受容したという点で、末期室町幕府権力論への提言ともなる。

また、比較都市文化研究会において、西洋中世都市論の第一線の研究者である河原温氏の最新の著書『都市の創造力』(岩波書店、2009年)に対し、日本史・中国史・西洋史の研究者とともに、書評・検討を行った。この企画では、私は法制史という立場から、各分野の方法論および研究成果に学んだ上で、理論面からのアプローチを行い、都市という枠組み、とりわけ法圏という枠組みが、西洋都市では明確に設定

されており、日本都市では非常に曖昧なまま、それを補完する秩序維持がはかられているということを示した。この成果は、さらに具体的事例に則して検討を深め『都市文化研究』12号に「『文化としての都市』の比較に寄せて」と題して寄稿した。

2010年度は、初年度の成果をふまえて、多様な状況で臨機応変に活用しうる法の根拠としてあげられる宗教・文化に焦点をあてた。論文「室町期の大織冠破裂」(『法学論叢』167-3、2010)によって、多様な表出形態をとる「神仏の怒り」を通して、宗教権力が自らの存在価値を主張し、国家権力がそれを收拾することで社会の危機管理を行うという、前近代社会の相互依存的な宗教的システムを、中世末期の具体的な政治過程に即して検討し、国家と首都の関係が背景にあること、単線的な宗教性の衰退ではなく法的・イデオロギー的混乱と濫用がみられることを指摘した。宗教的法理は日本中世社会の賦課・流通・訴訟にも強い影響を及ぼしており、この成果は日本中世史全体への課題提起となる。

さらに、法制史学会60周年記念事業である『法の流通』において編者を務め、として、比較史という草創期の方法論と、最新の隣接諸分野からの研究成果とを活かすという方針を掲げて取り組んだ。なお、2010年5月の法制史学会62回総会において、『法の流通』に対する合評会を企画し、評者の選定や趣旨説明を担当している。

この比較史への観点は、都市の公共機能をめぐる議論へも生かす必要があり、大阪歴史学会中世史部会例会において「日欧の都市法と法文化」という報告を行った。

2011年度は、都市と文化・宗教のまとめとして、国文学や東洋史とのシンポジウムで「中世末期の都市と二つの凶兆」という報告を行った。

また、今後の課題への着手として、比較都市史研究会において、「中世奈良における商業紛争と権力」という報告を行った。これは、都市における法や判決、判例を検討し、関与する諸アクターが、都市と外部の人的・領域的な区切りを、どのように観念していたかを検討するものである。日本中世の大都市は、武家や寺社などの多数の核を中心に形成された、集住や流通や祝祭の場の複合体であり、統合的な枠組みを欠くことはすでに明らかにしたが、特に治安・流通・経済などの分野は、人的・領域的に、都市の内外を結ぶものであり、徳政令や通行特権をめぐる諸アクターの対応を緻密に検討することは、法圏を明らかにするために有効なアプローチである。そして、同じく法や判決、判例の検討から、その正当性根拠となった規範の性質、特に朝廷や宗教

にかかわる都市領域を越えた国家的論理と、逆にそうした権威付けをもたない直近の先例と、その双方が重視される。こうした恣意的な規範のあり方と、都市の安定および公共性の維持とのバランスを、今後の課題としなければならない。

三年間の研究の全体を通して、都市という場が普遍的に要求する公共機能と、時代や地域にもとづく特徴を際立たせる宗教・文化との関係に対比的かつ有機的連関をもって考察した結果、日本中世都市における法の不在について、①権力間のアドホックなネットワークや先例の利用が法の不在を代替した ②それらは中世における宗教や文化と密接に結びついていて、近世化の過程で、ゆるやかな衰退ではなく過剰な利用によって機能不全を起こした ③近世化の過程で、都市の外部から法が持ち込まれた という道筋が読み取れた。

さらに今後は、公共性イデオロギーの登場について考察することが課題となる。分権的な社会において、一つの権力が複数のアクターを支配するための正当性根拠として「公共性」規範が見出されるが、またそれが分権的かつ利害調整の難しい都市ではひときわ顕著にあらわれることは、すでに西欧史で指摘されている。日本でも、「公」観念をめぐる議論の蓄積があるが、中世後期の大都市における「公共性」の形成については、都市の著しい分権性と流動性ゆえに、大いに検討の必要がある。商業紛争を切り口として、今後は取り組んでゆきたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

①高谷知佳「「文化としての法」の比較に寄せて」『都市文化研究』12、2010、194-198頁、査読あり

②高谷知佳「室町期の大織冠像破裂—中世における宗教的法理の射程」『法学論叢』167-3、2010、1-33頁、査読なし

[学会発表] (計8件)

①高谷知佳「中世末期の都市と二つの凶兆」東アジア怪異学会、2012年3月4日、立教大学

②高谷知佳「中世奈良における商業紛争と権力」比較都市史研究会、2012年1月21日、早稲田大学

③高谷知佳「都市は一体か コメント」関西比較中世都市研究会、2011年3月11日、大阪市立大学文化交流センター

④高谷知佳「日欧の都市法と法文化」大阪

歴史学会中世史部会例会、2010年12月18日、梅田東学習ルーム

⑤高谷知佳「中世奈良における都市・経済の支配」法制史学会近畿部会第413回例会、2010年9月18日、京都大学

⑥高谷知佳「『法の流通』趣旨について」法制史学会、2010年5月29日、東北大学

⑦高谷知佳「室町期の大織冠像破裂」東アジア怪異学会、2010年4月18日、園田学園女子大学

⑧高谷知佳「「文化としての都市」の比較に寄せて」比較都市文化研究会、2009年6月20日、大阪市立大学

[図書] (計2件)

①東アジア怪異学会編『怪異学入門』岩田書院、2012、79-93頁

②鈴木秀光・高谷知佳・林真貴子・屋敷二郎編・著『法の流通』慈学社出版、2009、385-420頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

高谷 知佳 (TAKATANI CHIKA)

京都大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号：50362562

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：